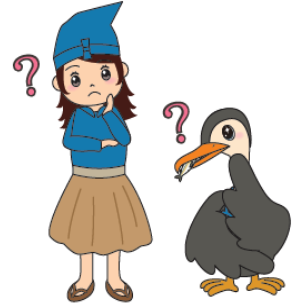


保険証を失くしたとき ～保険証の再交付～

【対象者】
協会けんぽの加入者



【手続き方法】
協会けんぽWebサイトから「健康保険被保険者証再交付申請書」を印刷し、記入してください。書き終わった申請書は事業所へ提出し、事業所にて記入後に協会けんぽの支部に郵送します。

（任意継続被保険者およびその被扶養者の方は事業所欄の記入は不要です）

【郵送先】
◎事業所に勤務している被保険者およびその被扶養者の方→事業所から管轄する協会けんぽの支部に郵送
◎任意継続被保険者およびその被扶養者の方→自宅の住所を管轄する協会けんぽの支部に直接郵送

【注意事項】
・再交付した保険証は事業所にお送りします。
（任意継続被保険者およびその被扶養者の方は自宅へ直接お送りします）